

筑北村自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自転車乗用時のヘルメット着用が、努力義務化以降も着用が浸透していない状況であることを踏まえ、着用の促進を図り、また自転車利用者の重大事故を未然に防止するため、自転車用ヘルメットの購入に要する経費の一部を予算の範囲以内で補助することに関し、筑北村補助金等交付規則（平成17年筑北村規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証等を受けた新品のもの

ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク

イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク

ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク

エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク

オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク

カ その他 アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、筑北村長が認めるもの

(2) 高校生等以上 補助金の交付申請を行う年度の3月31日において、満16歳以上の者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の第1号、第2号のいずれかに該当し、かつ第3号から第5号のいずれにも該当する者とする。

(1) 申請時において、筑北村内に住所を有し、かつ、現に居住している高校生等以上の者

(2) 申請時において、筑北村内の高等学校へ通学または事業所に通勤し、かつ筑北村内で自転車を利用する者

(3) 当該年度の4月1日以降にヘルメットを購入した者

(4) 過去に、長野県内の他の市町村で、長野県が実施する自転車乗車用ヘルメット購入支援事業補助金を財源とする補助制度の適用を受けていない者

(5) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていない者

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象者のヘルメットの購入に要する経費に2分の1を乗じて得た額とし、2,000円を上限とする。

2 前項に規定する額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、補助対象者1人につきヘルメット1個かつ1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、ヘルメットを購入した後、筑北村自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼実績報告書兼交付請求書（様式第1号）に必要書類を添えて、当該年度の3月31日までに村長へ提出しなければならない。

(補助金の交付)

第6条 村長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、筑北村自転車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

3 村長は、申請内容を審査した結果、適性でないと認めたときは、補助金の不交付を決定し、筑北村自転車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書（様式第3号）にその理由を付して通知するものとする。

(交付決定の取消)

第7条 村長は、申請者が虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定により補助金の交付決定が取り消された場合、既に補助金を受領しているときは、申請者は村長の指示するところにより、取り消された補助金を返還しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

筑北村自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼実績報告書兼交付請求書

様

(続柄) ⑩

電話番号

1 利用者 (補助対象者)	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	通学学校名 ※高校生の場合のみ	
	事 業 所 名 ※村内事業所へ通勤する場合のみ	
2 申請額	ヘルメットのメーカー	
	ヘルメットの品名または品番	
	安 全 基 準	SG・JCF・CE・GS・CPSC・ASTM・JIS・MIPS・その他 ()
	購入価格 (税込)	円
	補助金申請額 ※1	円

【受取人口座記入欄】 ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

金融機関コード				支店コード			分類		口座番号(右詰めでご記入ください)																		
							1.普通 2.当座																				
金融機関名				支店名			口座名義人		上段 (フリガナ) ※必ずご記入ください。																		
									下段 名義人漢字																		
		1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 4.信連				本店 支店 本所 支所 出張所																					

※振込指定口座は申請者名義の口座としてください。

(様式第 2 号)

筑総第 号
年 月 日

様

筑北村長

筑北村自転車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで申請（請求）のあった自転車用ヘルメット購入費補助金について、下記のとおり交付することに決定したので筑北村自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

1 申請者氏名（利用者氏名）

2 補助金交付決定額 円

(注意)

- 1 補助金交付決定額はヘルメット購入価格の 1 / 2 （上限：2,000 円、100 円未満切り捨て）です。
- 2 補助回数は利用者 1 名につき 1 個かつ 1 回限りです。

(様式第 3 号)

筑総第 号
年 月 日

様

筑北村長

筑北村自転車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請（請求）のあった自転車用ヘルメット購入費補助金について、下記のとおり交付しないことに決定したので筑北村自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第 6 条第 3 項の規定により通知します。

記

- 1 申請者氏名（利用者氏名）
- 2 不交付の理由